

(写)

医薬第2577号
令和3年(2021年)3月9日

(保健所設置市及び各総合振興局(振興局)保健環境部(地域保健室)長経由)
各医療機関(病院、診療所、歯科診療所)の管理者様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の院内感染対策に係る体制整備について

貴院におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、種々ご尽力頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでも、その留意点等についてお知らせしているところですが、最近、道内の医療機関等において、突然、多数の感染者が確認されるといった集団感染事例が発生しております。

貴院におかれましては、これまで様々な対策を講じられていることとは存じますが、今一度、院内全体で、入院患者や職員の健康管理の把握を徹底し、次の点に留意して、院内における感染防止対策に一層努めていただきますよう、お願い申し上げます。

記

【院内感染を防止するための留意事項】

1. 管理者は、感染の疑いについて早期に把握できるよう、入院患者や職員全員の検温結果や体調の変化などについて、職員から毎日定時に報告を受けるなど、医療機関全体の入院患者や職員の体調変化を把握すること。
2. 発熱や呼吸器症状がある入院患者や職員に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染の可能性を踏まえた対応を行うとともに、PCR検査を積極的に行うこと。
3. 上記1、2の措置に伴い、判断や具体的な実施にあたり迷う場合等には、所管保健所に相談するなどして、的確な対策を講ずること。

地域医療推進局医務薬務課医務係
担当：越湖・山田
TEL 011-231-4111 (内線：25-351)